

患者様へのお願い

一般名処方¹の推進について

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。

銘柄処方は、使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であれば、どのメーカーのジェネリック医薬品でも使用することができます。

当院も一般名処方の推進につとめています。

また、一般名処方にすることは医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者様に安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

ご不明な点は十分にご説明いたします。お気軽に薬剤師にご相談ください。